

30長第819号  
平成31年3月11日

各介護保険サービス事業者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
長寿介護課長  
(公印省略)

2019年ゴールデンウィーク中の介護サービスの提供について（通知）

このことについて、2019年のゴールデンウィークが、4月27日(土)から5月6日(月)までの10連休となることに伴い、土日・祝日を除く日を営業日としている事業所が、ゴールデンウィーク中営業する場合、本来は運営規程を変更し、変更届出書を提出する必要がありますが、今回の10連休中の取扱いについては、特例として下記のとおりとしますので、通知します。

なお、松山市所管の事業所又は地域密着型サービス事業所については、所管する市町の取扱いとなりますので、御確認ください。

記

運営規程の変更及び変更届出書の提出は不要とする。

ただし、通常の運営基準を順守し、利用者に対して十分周知した上で、適切にサービス提供を行うこと。

【担当】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
長寿介護課介護事業者係  
TEL：089-912-2432